

組物の意匠の意匠登録出願

< 関連条文 >

意匠法

(定義)

第 2 条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第 8 条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

(第 2 項及び第 3 項略)

(組物の意匠)

第 8 条 同時に使用される二以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

(意匠登録出願の分割)

第 11 条 (削除)

1. 改正の趣旨

近年の製品開発の多様化、高度化に伴い、特定目的に供される複数の物品群について、それらの自由な組み合わせを考慮しながら全体的な統一感を持たせるように個々の物品のデザインを行う、いわゆる「システムデザイン」（システムティック〔体系的〕にされたデザインの意。）が、デザイン創作活動の実態としてよく見られるようになってきている。

また、システムデザイン等の模倣が、個々の構成物品に関する意匠に少しずつ変更を加えながら、全体として類似するイメージを呈するように巧みに行われることも多いことから、個々の構成物品の意匠について権利を取得しても権利行使が困難な場合がある。このため、従来の組物の意匠制度では保護されないシステムデザイン等について、全体としての権利取得により実効性のある意匠の保護を図りたいとの要請があった。

一方、意匠法は「組物の意匠」制度を設けて、複数の物品により構成されている意匠が一定の要件を満たす場合には、それを一意匠として出願し、意匠登録を認めている。しかしながら、登録要件として全ての構成物品の意匠がそれぞれに登録要件を満たす必要があるにもかかわらず、組物全体でしか権利行使が行えない従来の「組物の意匠」のままでは、登録要件と権利の効力との関

係がアンバランスであるとの指摘があった。

このような点を踏まえて、「組物」の成立要件を「慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品」から「同時に使用される二以上の物品」に改めることにより緩和を図り（意8条1項の改正）、従来の「組物の意匠」の対象品目が通商産業省令（意匠法施行規則第7条別表第二）に掲げる13品目に限定されていた点について、これを拡大する方向で見直しを行い、また、今後新たな対象品目の保護についても機動的に対処する。同時に権利行使が組物の意匠全体のみでしか行使できないこととの関係を勘案して、組物の意匠の登録要件を見直して、各構成物品には新規性等の登録要件を課さず、組物の意匠全体のみに登録要件を求めることとした。

2. 組物の意匠の表し方

2.1 願書の記載事項

2.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

意匠法施行規則別表第二に掲げる組物に該当するものを記載する。

2.2 図面等の表現方法

2.2.1 図面又は図面代用写真による組物の意匠の表現

- (1) 組物の各構成物品の図面だけでその組物の意匠を十分表現することができるものは、各構成物品毎にその意匠を十分表現することができる一組の図面を作成する。（2.3(1)参照）
- (2) 3.1.1 に示される「組物の意匠と認められる要件」のうち「統一」を示すために組み合わせられた状態の図面が必要な組物については、その組物の各構成物品毎にその意匠を十分表現できる一組の図面をそれぞれ作成すると同時に、全構成物品が組み合わせられた状態において、意匠を十分表現することができる図面についても作成する。（2.3(2)参照）

2.2.2 図面又は図面代用写真における図の表示について

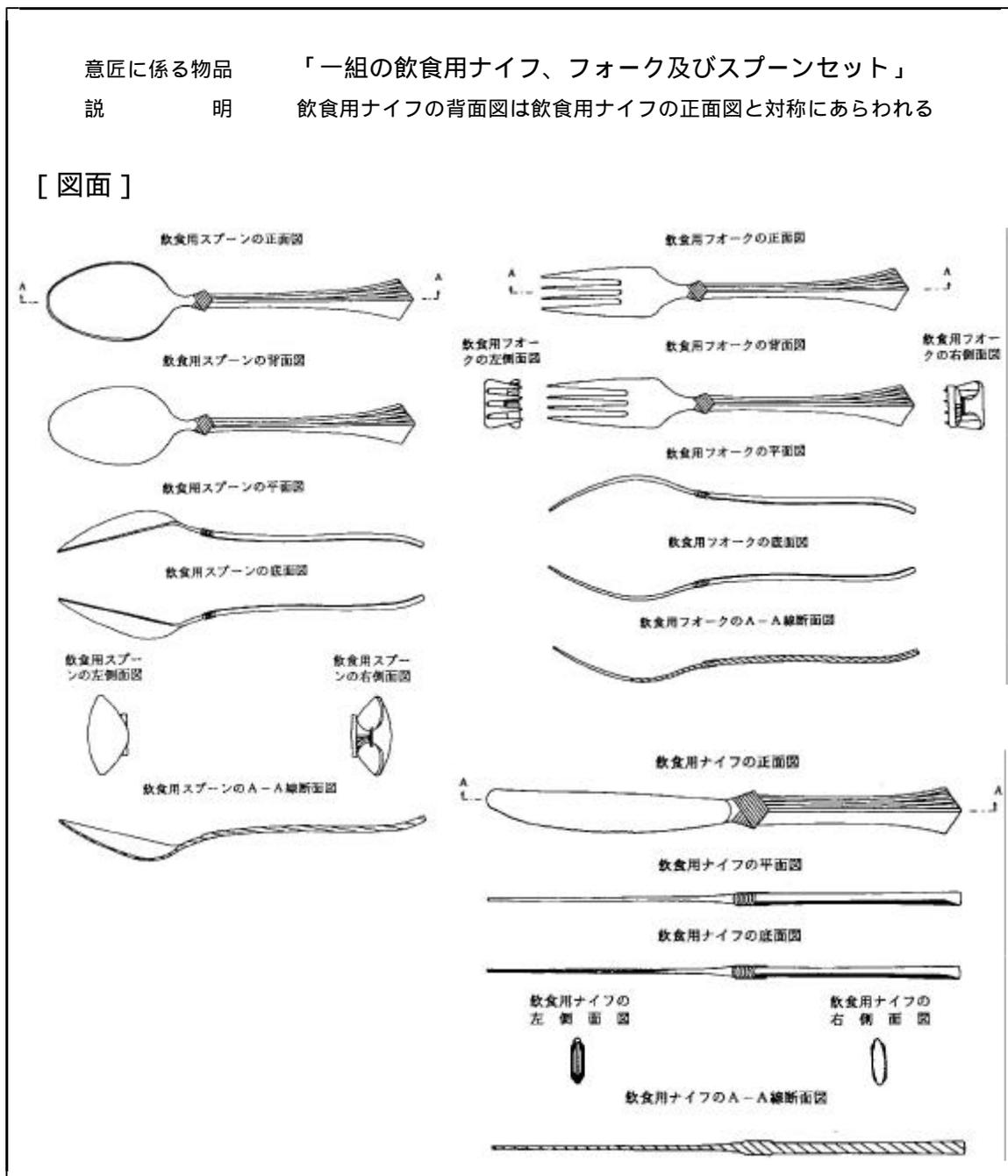
2.2.1(1)のような組物の図の表示は、各図の表示に各構成物品の名称（この構成物品の名称は、通商産業省令（意匠法施行規則第7条別表第一）で定める物品の区分又は物品の区分と同程度の区分による物品の区分を記載するものとする。以下同じ。）を付すものとし、図の表示が重複しないようにしなければならない。例えば、「一組のいすセット」のように構成物品として同一物品を複数含むものについても、例えば「い

す1の正面図」、「いす2の正面図」のように記載し、図の表示が重複しないようにしなければならない。

なお、2.2.1(2)の場合のように、組物の意匠と認められる要件のうち統一を示す図面を提出する場合には、構成物品の名称を付さず、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図等の表示とする。

2.3 組物の意匠の図面表現の具体的イメージ

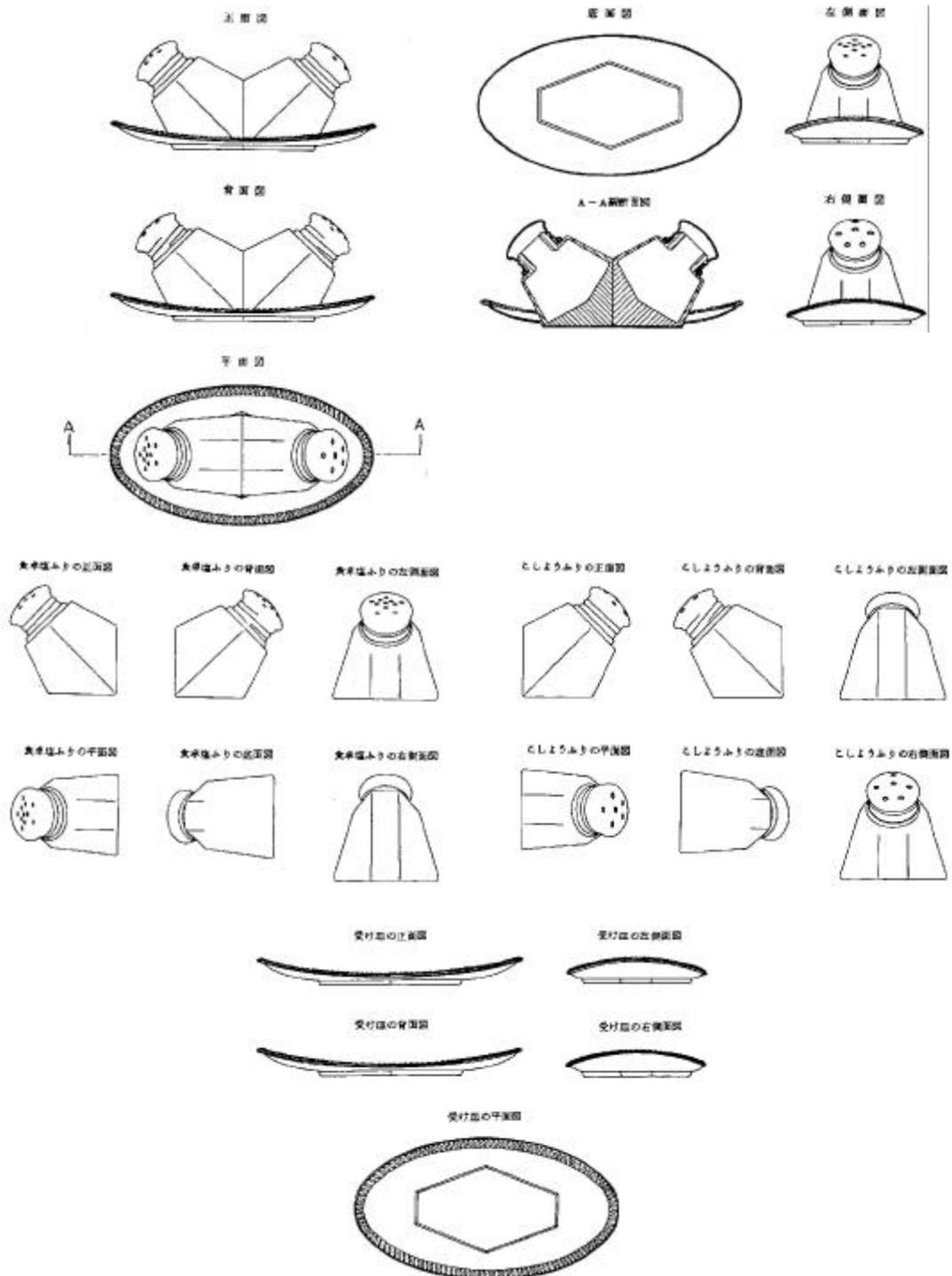
(1) 各構成物品の図面だけでその意匠を十分表現することができる組物の例



(2) 「統一」を示すために組み合わされた状態の図面が必要な組物の例

意匠に係る物品 「一組の薬味入れセット」
 説明 本物品は一組の薬味入れセットに関するものであり、1個の皿の上にしょうふりと食卓塩ふりを斜め方向に相対向して置いたものである。
 受け皿の底面図は底面図と同一にあらわれる

[図面]



2.4 ひな形又は見本による組物の意匠の出願方法について

図面に加えてひな形又は見本を提出する場合の様式について定めている意匠法施行規則5条(下記参照)の規定によるほか、以下の要領で出願する。

- (1) 組物の構成物品毎に、1枚の台紙にはり付けなければならない。
- (2) 組物の構成物品をはり付けた台紙の上部にその構成物品の名称を記載しなければならない。なお、図面及び図面代用写真の図の表示と同様に、構成物品として同一物品を複数含むものについては、例えば「フォーク1」、「フォーク2」のように記載し、構成物品の名称が重複しないようにしなければならない。

(参考) 意匠法施行規則

第5条 意匠法第6条第二項の規定により同条第1項の図面に代えてひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。

- 一 こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの
 - 二 取扱い又は保存に不便でないもの
 - 三 次項の規定により用紙にはり付けた場合において、容易に離脱するおそれがないもの
 - 四 次項の規定により用紙にはり付けた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの
 - 五 その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものとすることを妨げない。
- 2 ひな形又は見本を提出するときは、これを様式第十により作成した用紙にはり付けなければならない。この場合において、前項第五号ただし書きの規定によりひな形又は見本を提出するときはその布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで用紙にはり付けなければならない。

2.5 組物の意匠のひな形及び見本の出願方法の具体的イメージ

(見本による出願の例)

意匠に係る物品 「一組のナイフ、フォーク及びスプーンセット」

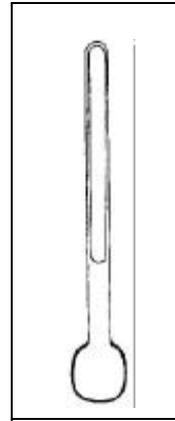
見本 1

ナイフ



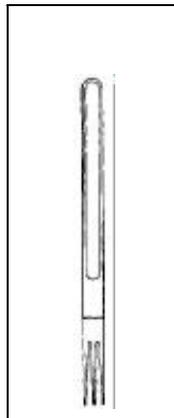
見本 2

スプーン



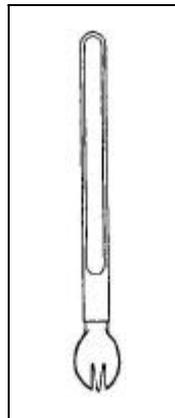
見本 3

フォーク 1



見本 4

フォーク 2



3．組物の意匠として意匠登録を受けることができる意匠登録出願

3.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願

3.1.1 組物の意匠と認められる要件

同時に使用される二以上の物品であって、以下の(1)～(3)の要件のすべてを満たすものは、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

(1) 通商産業省令で定めるものであること

意匠に係る物品が、通商産業省令で定める組物、すなわち、意匠法施行規則別表第二に掲げる組物の品目に該当するものでなければならない。

(違反の場合は意8条の規定に基づき拒絶の理由を通知(注))

(注) 二以上の意匠により構成される意匠登録出願であって、「意匠に係る物品」に組物の出願の様な記載(例えば「一組の セット」)とされているが、その記載が通商産業省令(意匠法施行規則第6条別表第二)に定められた組物に該当しない場合は、意8条の規定に基づく拒絶の理由を通知する。

(2) 構成物品が適当であること

組物の構成物品は、別表第二に掲げられた品目毎に別途定める構成物品の各品種を最低限含むものでなければならない。

(違反の場合は意8条の規定に基づき拒絶の理由を通知)

(3) 組物全体として統一があること

組物全体として統一があると認められるもの(3.2 参照)でなければならない。

(違反の場合は意8条の規定に基づき拒絶の理由を通知)

3.1.2 組物の意匠に関する関連意匠の意匠登録出願

ある組物の意匠と他の組物の意匠とが、全体として関連意匠の要件を満たしている場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができる。

3.1.3 組物の意匠に関する部分意匠の意匠登録出願

意2条において、「この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。)の形状、模様」と規定しており、組物の意匠の部分について部分意匠の意匠登録を受けたり、または、組物の構成物品に部分意匠を含むものについて組物として意匠登録を受けることはできない。

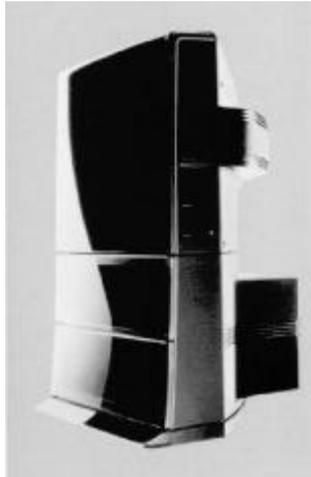
3.2 組物全体として統一があると認められるものの類型及びその具体的事例

- (1) 各構成物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる事例

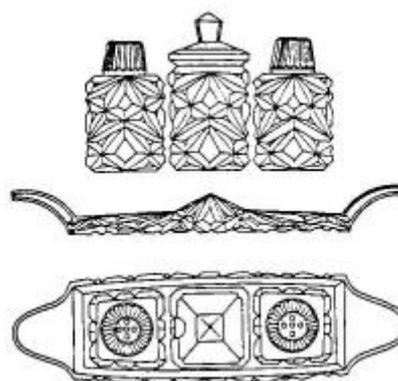
形状における統一

- a) 構成物品全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されている事例

「一組のテレビジョン受像器セット」



「一組の薬味入れセット」

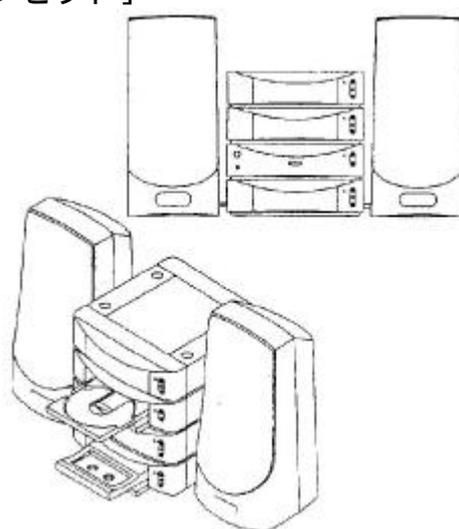
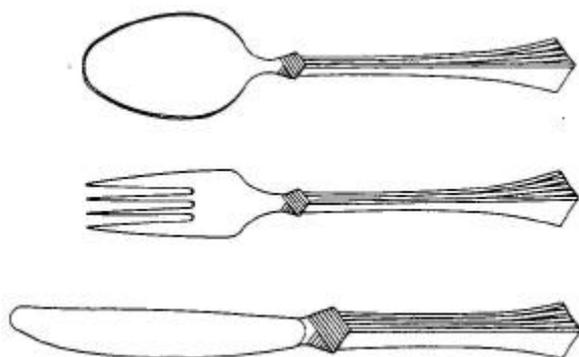


DESIGN NEWS 239

(日本産業デザイン振興会発行)より転載

- b) 構成物品のそれぞれに、同じような特長を持った形状が表されている事例

「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」

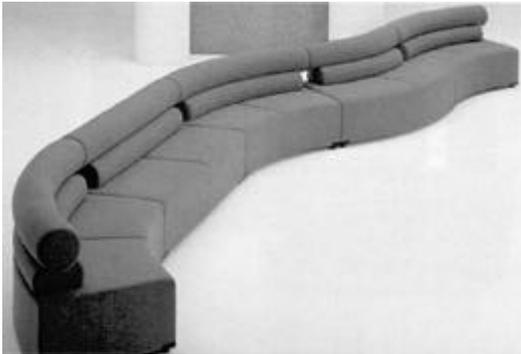


「一組のオーディオ機器セット」

(2) 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体としての統一があると認められる事例

形状における統一

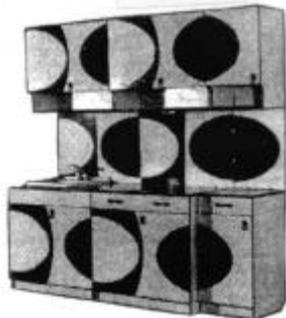
構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成している事例
 「一組の応接椅子セット」



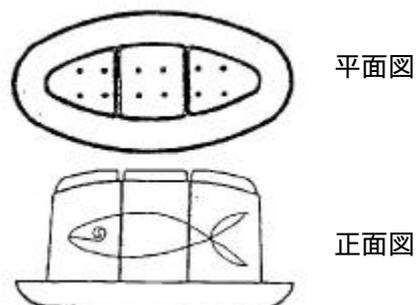
模様による統一

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっている事例

「一組の台所セット」



「一組の薬味入れセット」

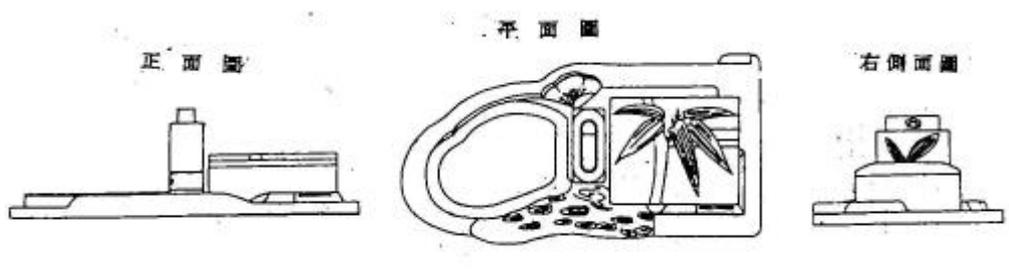


色彩による統一

上記(1)と同じ

(3) 各構成物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる事例

「一組の喫煙用具セット」



4．組物の意匠に関する要件の判断

4.1 「意匠に係る物品」に関する判断

二以上の意匠により構成される意匠登録出願は、多意匠を含む出願として意7条の規定に基づく拒絶の理由を通知する。

なお、二以上の意匠により構成される意匠登録出願であって、「意匠に係る物品」に組物の出願の様な記載（例えば「一組の セット」）とされているが、その記載が通商産業省令（意匠法施行規則第6条別表第二）に定められた組物に該当しない場合は、意8条の規定に基づく拒絶の理由を通知する。

4.2 組物の構成物品に関する判断

4.2.1 組物の構成物品が適当と認められるもの

組物の構成物品について、別表第二に掲げられた各組物毎に、別途定める構成物品を少なくとも各一品ずつ含む同時に使用されるものについては、構成物品が適当なものと認められる。

定められた各構成物品について少なくとも各一品ずつ含むものであるが、それ以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、且つ定められた中心的な構成物品に付随する範囲内の物品であると認められる場合に、構成物品が適当な組物であると認める。

4.2.2 組物の構成物品が適当と認められない場合の取扱い

別表第二に定められた組物に係る出願であっても、上記4.2.1の記載に該当せず、構成物品が不適当なものと認められる場合は、組物の意匠登録出願と認められず、意8条の規定に基づいて拒絶の理由を通知する。

4.3 組物全体としての統一に関する判断

前記(3.2)の組物全体として統一があると認められるものの類型のいずれにも該当しないものは、一意匠として意匠登録出願を受けることができる組物の意匠と認められず、意8条の規定に基づいて拒絶の理由を通知する。

4.4 組物の意匠に関する登録要件の判断

意8条の要件を満たした組物の意匠登録出願は、組物全体として、意3条、同3条の2、5条及び同9条の登録要件を判断する。

(1) 意3条2項（創作容易性）の判断については、通常の「創作容易性」の判断に準じて行い、「置換・寄せ集め」や「転用」等の要件を判断する際に、必ず当該物品分野において通常行われている手法、いわゆる慣用手法であるか否かの判断をする。

- (2) 意 5 条 1 号及び 2 号に規定する公序良俗及び他人の業務との混同のおそれがある意匠に該当するか否かの判断については、組物を構成する一部の構成物品に係る意匠のみが意 5 条 1 号あるいは同 2 号に該当する場合であっても、組物全体として意 5 条 1 号又は 2 号に該当するものとして取扱う。

5 . 組物の意匠の類否判断の手法

組物の意匠における類否判断は、組物の意匠同士を意匠全体として比較した際に認定される共通点と差異点の総合評価によって行う。具体的な判断手法は以下のとおり。

- (1) 両組物それぞれについて、統一性の観点も含め、組物全体としての要旨の認定を行う。
- (2) 両意匠の組物全体としての共通点と差異点を認定する。
- (3) 認定した共通点と差異点の総合評価により組物の意匠全体として類似するか否かを判断する。

6 . 組物の意匠の意匠登録出願の分割の取扱い

6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品により構成される意匠が、意 8 条に規定された組物の意匠の要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものとなり、意 10 条の 2 に基づく適法な分割を行うことはできない。

6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意 8 条の組物の意匠の要件を満たさないものは、結果的に、多意匠を包含する出願に該当することとなる。

なお、この場合、出願人は意匠法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、出願を分割することができる。

7 . 組物の意匠の意匠登録出願についての意 4 条（新規性の喪失の例外）規定の適用に関する取扱い

組物の意匠について、その意匠登録出願の意匠と同一の意匠が新規性を喪失し、意 4 条の規定の適用を受けようとする旨の主張をした場合に新規性の喪失の例外規定の適用を受けることができる。

8 . パリ条約による優先権主張等を伴う組物の意匠登録出願についての取扱い

組物の意匠の意匠登録出願について、第一国においてその構成物品が一出願として出願され、その出願を根拠として組物の意匠全体が有効な優先権主張を伴っている場合に優先権の主張を認める。